

ノートパソコン（Chromebook）の貸出に係る留意事項

- 文部科学省が打ち出した GIGA スクール構想に基づき、市立小中学校に通学する児童生徒にノートパソコン（Chromebook）の無償貸出を以下のとおり実施します。
今後、貸出機器の利用に係り、下記の確認書の提出をお願いします。
- 貸出期間は、貸出年度の終わり（卒業式前日）までとします。ただし、次年度においても同一学校に通学することが決まっている場合、貸出機器を返却することなく継続して利用することが可能です。
- 転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに貸出機器を遅滞なく返却してください。
- 保護者宛通知「GIGA スクール構想に基づくノートパソコン（Chromebook）の利用及び無償貸出（持ち帰り学習）について」及び、児童生徒宛通知「ノートパソコン活用のルールについて」を確認し、ルールを遵守してください。
- 貸出機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

記

- ◇ 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。使用時間は、就寝30分前までとしています。また教育委員会では、管理システムにて各ノートパソコンの web 閲覧履歴等を全て確認し、不適切使用がないか確認しています。
なお、学校外での利用におけるインターネット接続に係る通信料金については、各家庭でご負担をお願いします。
- ◇ 貸出機器の利用にあたって、以下の事項の順守をお願いします。
 - ・ノートパソコンには、有害サイト等へのアクセスを制限するため、google セーフサーチが強制適用されています。
 - ・他人への転貸（また貸し）はしないでください。
 - ・精密機器につき、丁寧・適切な取り扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり、故意に破損させたりしないでください。
- ◇ 貸出機器について、万が一、故障・破損・紛失・盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。
- ◇ ノートパソコンの故意の破損や、短期間に複数回の破損、正常に使用できる状態でノートパソコンが返却されなかった場合は、弁償等の対応をしていただくことがあります。
- ◇ ノートパソコンの転売等の犯罪行為が確認された場合は、法的措置をとらせていただくことがあります。

以上

〆キリトリ

令和 年 月 日

GIGA スクール構想に係るノートパソコン（Chromebook）借用確認書

（あて先）学校長 様

ノートパソコン（Chromebook）の貸出を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項（ をつけてください）

- 「貸出に係る留意事項」を確認し、借用した機器（ノートパソコン）を丁寧・適正に取り扱うことを含めすべての事項を遵守します。

鹿嶋市立 _____ 学校

_____ 年 _____ 組 _____ 番 児童生徒氏名 _____、

保護者氏名 _____

※兄弟姉妹がいる場合は、人数分提出してください。※**切**：令和4年4月6日（木）